

**文化審議会文化財分科会企画調査会  
審議の中間まとめ(案)**

**文化審議会 文化財分科会 企画調査会**

－ 目次 －

I. はじめに	1
II. 企画調査会設置の趣旨と検討課題	2
III. 文化財を総合的に把握するための方策	
1. 関連する文化財とその周辺環境を一体として捉えるための方策	
(1) 必要性と対応の方向性	4
(ア) 関連する複数の文化財を総合的に捉えることにより新たな価値を見出す観点	4
(イ) 文化財の周辺環境の保護の観点	6
(2) 具体的な施策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史文化を保護する枠組みづくり	7
(3) 期待される効果	9
2. 文化財の保存・活用の適正化のための方策	10
(1) 必要性と対応の方向性	10
(2) 具体的な施策：国指定文化財の総合的な保存・活用のための方策	11
IV. 社会全体で文化財を継承していくための施策	
1. 文化財に対する親しみを深めるための方策	13
(1) 必要性と対応の方向性	13
(2) 具体的な施策	14
2. 文化財保護に関わる人材を拡大する方策	15
(1) 必要性と対応の方向性	16
(2) 具体的な施策	17
3. 文化財保護に対する支援を充実させる方策	17
(1) 必要性と対応の方向性	17
(2) 具体的な施策	18
V. おわりに	20

## I. はじめに

我が国には、人間と自然との関わりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じて生まれ、育まれてきた豊かな伝統文化が存在する。それらは、現代を生きる私達に、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知恵を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与える力を有している。

また、地域社会においては、地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在し、継承されてきたこれらの伝統的な文化が、地域の人々の心の拠り所として連帯感を生み出し、ともに生きる社会の基盤を形成している。

文化財は、このような伝統的な文化の結実した一つの形として、我が国の歴史や文化の理解のため、また将来の文化の発展向上のためになくはないものであるとともに、風土と歴史の中で醸成されてきた地域の伝統的な文化のあり方を示し、将来の地域づくりの核ともなるものであり、次世代に確実に継承していくことが求められる。

しかし、社会構造の変化や価値観の変容等により、歴史的な建造物、文化的景観、遺跡、地域に伝わる祭りや行事など長い歴史の中で伝えられ、保存されてきた文化財や、文化財を護ることで伝えられてきた伝統的な技術、知識や知恵が失われつつある。一方で、地方分権の流れの中、地域の活性化や個性あふれる地域づくりが重要な課題となっており、地域のアイデンティティを確保し、地域の絆を維持するものとして、文化財や伝統的な文化の価値は見直されつつある。

このような状況の中、人々が暮らしの中で文化財を護り、その根底にある知恵を継承することによって、日々の暮らしが豊かになるような施策を講じていくことが求められる。

## II. 企画調査会設置の趣旨と検討課題

これまで、文化財保護行政については、新たな政策の必要性の高まりとともに検討の場が設けられ、その提言に基づいて改善・充実が図られてきた。

近年では、平成6年の文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会及び平成13年の文化財分科会企画調査会において、文化財保護行政全体を通じた総合的な政策の検討がなされ、その提言に基づき、文化財登録制度の創設・拡充や、文化的景観保護制度の創設等が行われてきたところである。

このたび、前回の企画調査会の報告から5年が経過し、この間における文化財をめぐる社会情勢の変化に対応しつつ、文化財の保存と活用に関する新たな方策について総合的な議論を行うとともに、高松塚古墳壁画の問題の背景としても指摘された、文化財の保存管理において文化財を単体としてのみではなく総体として捉える必要性等、文化財保護行政の改善方策について検討するため、企画調査会が設置された。

平成6年、平成13年の審議においては、文化財保護行政全体の課題につき議論を行ったが、今回は、特定の文化財類型を越えて共通的な課題で、特に検討が必要と思われる次の2つの課題について、検討を行うこととした。

### (1) 文化財の総合的な把握のための方策

#### (ア) 関連する文化財とその周辺環境を一体として捉えるための方策

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持っている。このため、関連する文化財を総体として捉えることで新たな価値を認め、その環境もあわせて保護する必要があるという考え方が、これまで各種の審議会報告において示されてきた。

また、文化財に対する人々の親しみを深めていくためには、魅力的な形で、わかりやすく人々にその価値を提示していくことが欠かせない。そのためには、文化財を単体として捉えるのみではなく、地域の歴史、風土や文化を背景として、その環境も含めて総合的に保存・活用していく視点が重要である。

そのための方策につき、「関連する複数の文化財を総合的に捉えることにより新たな価値を見出す観点」及び「文化財の周辺環境の保護の観点」から、検討を行うこととした。

#### (イ) 文化財の保存・活用の適切な促進のための方策

一つの物件が複数の種類の文化財として指定されている場合等、文化財の保存管理にあたって異なる専門分野間の連携が求められている場合があることから、こうした問題についても検討することとした。

(ア) と (イ) では、問題としている観点は異なるが、異なる種類の文

化財について、その相互の関連性を踏まえて総合的に取り扱う点で共通しているため、併せて検討することとした。

## (2) 社会全体で文化財を継承していくための施策

重要文化財等として指定・登録等された文化財は、高い専門性のもとで保護が図られてきたが、一方で一般の人々からは敷居が高いものという印象を持たれている面もある。そのような文化財は、適切に保存し確実に将来へ継承していくことが必要であるが、あわせて、国民共有の財産として、社会に対してその価値を還元していくことが重要である。

一方、国や地方公共団体による指定等の措置はとられていないが、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられ、そのような地域の文化財を幅広く捉えその周辺環境も合わせて保存・活用していくことが重要である。そのためには、所有者や地方公共団体の関与のみでは限界があり、企業、NPO法人等の民間団体、地域の住民等との連携協力のもと、社会全体で文化財の保護の考え方を共有していく視点が必要である。

このため、文化財に対する人々の親しみを深め、社会全体で、文化財を継承していくために必要な方策についても検討することとした。

上記(1)(2)の課題は、相互に密接に関連するものであり、これらがともに実現しつつ好循環を生むことで、失われつつある我が国の文化財が適切に保護され、その過程を通して、我が国の伝統・文化の継承や、誇りある地域の形成、ひいては美しい国の実現につながっていくものと思われる。

検討にあたっては、有形のみならず無形の文化財も対象とし、自然と文化を一体として捉えて保護措置を講じる我が国の文化財保護法独自の視点を十分に踏まえ、国、地方公共団体、民間の役割分担と連携の視点や、都市計画、地域振興、観光振興等の行政分野との連携強化の視点に留意しつつ検討を行った。

なお、一般的に、文化財という用語を用いる場合、それが国や地方公共団体により指定等を受け、保護の措置が図られているものとして捉えられることが多い。しかし、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているかどうかにかかわらず、歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な文化的所産を指すものである。この報告書で検討の対象とする文化財とは、そのような意味での幅広いものであることを確認しておきたい。

### Ⅲ. 文化財を総合的に把握するための方策

我が国の文化財保護制度は、文化財保護法に規定されている6種類の文化財類型別に指定・選定等がなされ、それぞれの観点から保存・活用のための措置がとられている。こうした制度は、文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置を講ずるためには有効な制度として機能している。

一方、文化財はそれが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な意義と価値を形成してきたものであり、本来その歴史や風土のもとで相互に有機的につながっているという側面も有している。

そうした中で、特に近年、地域の中での文化財に期待される役割の多様化等により、文化財相互間の関係に留意し、文化財とその周辺環境との関係も含め、文化財を総合的に捉えていくことが重要となっている。

#### 1. 関連する文化財とその周辺の環境を一体として捉えるための方策

現在、地域では、国や地方公共団体により指定等されていない地域空間や人々の暮らしの中に埋もれた文化財がその価値を見出されることなく失われつつある。それらの文化財についても、歴史的関連性や地域的関連性等に基づき、一体として捉えることで、潜在する価値を見出すことが可能となり、適切な保護を図ることにもつながる。

また、文化財及び地域の歴史や文化に対する人々の理解を深めていくことが重要であり、そのため、関連する文化財とその周辺の環境を一体として捉え、地域の歴史や文化を示す魅力的なものとして保護し、提示していくことが必要である。

以下、(ア)「関連する複数の文化財を総合的に捉えることにより新たな価値を見出す観点」と、(イ)「文化財の周辺環境の保護の観点」から、関連する文化財とその周辺の環境を一体として捉えるための方策の必要性と、対応の方向性を整理するとともに、具体的な施策と期待される効果を述べる。

##### (1) 必要性と対応の方向性

###### (ア) 関連する複数の文化財を総合的に捉えることにより新たな価値を見出す観点

###### <必要性>

###### ① 文化財の魅力の向上

人々に文化財をより身近に感じてもらい、その価値を社会に明らかにしていくためには、文化財の魅力を高める必要があり、そのためには、自分たちの住む地域や、その集合体としての国の歴史や文化を伝えるものとして、魅力的な形でわかりやすく人々にその価値を提示していくことが重要である。そのためには、地域に存する文化財を、単体のみではなく、地域の歴史や文化を背景として総合的に捉えること

が必要であり、そのような視点で保存・活用していくことが必要である。

本年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」においても、「ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして、文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法について検討を行うことが必要である」とされている。

## ② 地域の核としての保存・活用

現在、地域活性化の方策として、地域の伝統的な文化を活用した魅力ある地域づくりが重要視されている。そのような機運を活かしつつ、行政と地域住民との協働のもと、文化財を地域の核として保存・活用していくことが必要になる。そのためには、地域の文化財を地域の歴史や文化を背景として総合的に捉え、地域づくりに活かしていく視点が必要である。

第2次基本方針においても、「地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心のよりどころとしてその保存及び活用を図ることが望まれる。」とされている。

## ③ 世界文化遺産登録の傾向

最近の世界文化遺産登録の傾向として、歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持つ複数の文化財を総合的に捉えた上で保護を図る観点が重要になってきている。

また、このことに関して、平成19年1月の文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の調査・審議の結果においても、地域に独特の歴史・文化の様相を総体として示し、日本の歴史・文化の重要な一端を担っていると判断できるような連続性のある文化資産を一体として捉える文化財の捉え方及び包括的な保護のあり方を、日本の総合的な文化財保護のあり方を検討する上でも十分考慮すべきとの指摘がされており、この方向に沿った施策の展開が求められている。

### <対応の方向性>

#### ① 地域の特性に応じた文化財の総合的な把握

複数の関連する文化財を総合的に捉える場合、文化財相互の関連性をどう捉えるかにより、どのような文化財をその要素として含めるかが様々に異なってくると考えられる。また、把握の対象とする空間的な範囲を広げていくと、把握の対象となる文化財の数が増え、更に多様なパターンによる把握が可能となる。

また、文化財は、それが置かれた環境の中で人々の営為と関わりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持つことを踏まえれば、対象を国指定等の文化財に限定せず、独自に保護が必要と地域が考える文化財や、単体としては指定等の措置がなされていない文化財も含め、地域の歴史や人々の生活との関わりを総合的に捉えて新たな価値を見出すことが必要である。

さらに、文化財に期待されている地域の誇りの核としての役割を踏まえれば、地域に住む人々が、自分たちの住む地域の歴史や文化を語るために必要な文化財をその構成要素に含めていく営みが重要になる。

そのため、国が一定の枠組みを示し、それに沿った地域の取組について支援を行う方法がより適当であると考えられる。

## ② 既存の制度の活用

文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度や文化的景観制度は、地域に存する文化的資産を、総体として建造物群や景観として捉えて保護措置を講ずるものであり、総合的な把握の観点に沿うものである。よって、これらの制度を十分に活用することが必要である。

## (イ) 文化財の周辺環境の保護の観点

### <必要性>

#### ① 世界文化遺産登録の傾向

世界文化遺産については、登録の要件として、コア・ゾーン（構成資産）の周辺にバッファ・ゾーン（緩衝地帯）を設定することを求めており、文化財の周辺環境の保護は、世界的な要請となってきたと考えられる。

#### ② 文化の薫り高い空間の形成

文化財建造物や史跡等のより適切な保存・活用を図る観点から、当該文化財の周辺の環境についても必要な環境として捉え、当該文化財を核とした環境の保護・整備を行う重要性は高まっていると言える。

その際、上記の①のように、周辺環境を単にコア・ゾーン（構成資産）を保全するためのバッファ・ゾーン（緩衝地帯）と見るのではなく、さらに一步進めて、保護する周辺環境については、核となる文化財の魅力をより高め、文化財を核とした文化的な空間を形成する等の意味づけを行い、一体的に保護・整備を行うことも必要である。

#### ③ 開発行為との調整の必要性

都市計画等の関係施策の中で文化財保護の観点がより配慮されていくこと、文化財周辺での文化財の価値を損なうおそれのある開発行為を



抑制する仕組みを構築することが求められる。

## ＜対応の方向性＞

### ① 地域の特性に応じた保護の必要性

文化財の周辺環境の保護にあたっては、当該文化財及びその周辺環境の特性に合った保護方法を採用することが適当であり、法律で一律の行為規制をかけるのではなく、各地域において適切な保護手段がとられていくことが望ましい。その際、文化財保護の目的に適合した規制とするよう留意しながら、地方公共団体が都市計画法や景観法等の既存制度を活用しつつ、必要な施策を講じ保護していくことが望ましいと考えられる。

### ② 関係施策との連携強化

文化財建造物や史跡等の文化財をその周辺の環境とともに保護するためには、文化財保護と、関連する行政分野との連携を更に強化していくことが不可欠である。

特に、まちづくり等の担当部局と緊密に連携を行うことで、規制を行うのみではなく、文化財と一体となって価値をなす環境をより積極的に整備し、文化的な空間を創出していくことが重要である。

## (2) 具体的な施策：「文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史文化を保護する枠組みづくり」

(1) の (ア) 「関連する文化財を総合的に捉えることにより新たな価値を見出す」方策及び (イ) の「文化財の周辺環境の保護」のための方策に対応するには、国は、各地域が、地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用するための取組を支援する具体的な仕組みが必要である。

### (ア) 地方公共団体による「歴史文化基本構想（仮称）」の策定

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域に存する様々な文化財が指定の有無や類型の違いにかかわらず適切に把握され、それらが、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用されていくことが必要である。

その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度等による周辺環境の保護の施策が体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されていくことが重要である。

そのためには、各地域において、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想（仮

称)」が策定されることが重要である。そのため、国は、このような構想の策定の仕組みをつくとともに、策定の指針を示すなど、地方公共団体の基本構想の策定を支援することが必要である。

また、地域では、国や地方公共団体により指定等されていない文化財がその価値を見出されないまま急速に失われつつあることから、基本構想は、国や地方公共団体により指定等されている文化財を対象とするのみではなく、地域に潜在している文化財を見つけ出し、それらを含めた総合的な構想とすることが重要である。その際、国による指定等がなされていない少なくとも一定の評価ができる文化財については、都道府県、市町村の指定制度や国による文化財登録制度を積極的に活用することが期待される。

また、基本構想の中には、以下の事項を盛り込むことが望ましい。

#### ① 関連する文化財の一体としての保存・活用（「関連文化財群（仮称）」としてのとらえ方）

歴史文化基本構想（仮称）においては、有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（「関連文化財群（仮称）」）として捉え、地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、一体的に保存・活用を行っていくことが望ましい。その際、文化財保護法や文化財保護条例等により保護されている文化財のみではなく、それ以外の必要な文化財も総合的に捉えて一体として価値を認め、関連文化財群（仮称）としての「保存活用（管理）計画」を策定し、保存・活用を図ることが適当である。

なお、相互に関連性のある文化財を関連文化財群（仮称）として捉えるにあたっては、市町村の枠を越えて広域に広がるものとして捉えることが適当な場合もあると考えられ、そのようなものについては、都道府県の調整のもと、市町村が連携して関連文化財群（仮称）を設定することが適当であると考えられる。さらに、複数の都道府県をまたいで広がるものについては、関係する都道府県の連携のもと設定されることが望ましい。

#### ② 「歴史文化保存・活用区域（仮称）」の設定（文化財の周辺環境の保護・整備）

上記のように文化財を一定のまとまりとして捉えた場合、無形や動産の文化財も含め、文化財が特定地域に集中している場合には、その周辺の文化財と一体として価値をなす環境を、当該文化財群を核として、文化的な空間を創出するための計画区域（「歴史文化保存・活用区域（仮称）」）として基本構想に位置付けることが適当である。

その際、核となる文化財のよりよい保護を図りつつ、文化財を核と

した文化的な環境を保全するという観点にたち、都市計画法や景観法等の既存制度を活用しつつ、保護する仕組みとすることが適当である。さらに、保護のための規制をかけるのみではなく、例えば、電線の地中化や、核となる文化財の雰囲気にあう形での整備など、文化的な空間の積極的な創出を行うことが望ましい。

また、歴史文化保存・活用区域は、文化財建造物や史跡等の国指定文化財の周辺など、単体の文化財を核としてその周辺に設定していくことも考えられる。

### ③ 文化財を保存・活用するための体制整備

これらの文化財を周辺環境も含めて保存・活用していくためには、地域社会との連携協力が必要であることから、基本構想の策定にあたっては、地域の企業や住民等の地域の声を取り入れるなど、コンセンサスを得やすい仕組みとすることが望ましい。また、地域の文化財を保存・活用していくための人材の育成・活用や、文化財の保存にあたり必要となる原材料や用具の確保の方策、地域のNPO法人等の民間団体との連携のための枠組み等についてもその基本構想の中に盛り込むことが重要である。

#### (イ) 歴史文化基本構想（仮称）に対する支援の方策

地方公共団体が、歴史文化基本構想（仮称）を策定するにあたり、国は、望ましい基本構想の策定のための指針を示すことや、優れた基本構想やそれにもとづく保護のための取組について顕彰し、幅広く情報発信すること等を通じて、基本構想の策定を支援する必要がある。

また、地方公共団体が基本構想を策定できる根拠となる規定を、今後、法律に設けることも検討する必要がある。

### (3) 期待される効果

#### ① 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用

基本構想の策定にあたり、地域に潜在している文化財を見つけ出すことにより、それらの文化財についても価値が顕在化しないまま開発や老朽化により失われていくことを未然に防ぐことが期待できる。また、従来の個別の文化財保護の枠組みの中では見落とされがちであった多様な文化財の意義や価値、保護の必要性が明らかになることで、それらを一体として保存することが可能となる。

#### ② 文化財を核とした地域の魅力の増進

地域において基本構想に基づいた文化財の保存と活用のための施策が講じられることで、一定の方針に基づいた文化の香り高い空間が形成

される。このことにより、地域の魅力の増進と活力の向上にも寄与すると思われる。

### ③ 地域との連携協力の推進

基本構想の中で、自らが住む地域の歴史やその中から生まれ育まれてきた文化的所産が、一定の関連性を伴ってわかりやすく住民に示されることにより、地域への理解の深まりや誇りの高まりにつながる。さらに、地域の文化財の保存・活用のための構想が一般住民に示されることにより、住民が文化財保護の活動に参加しやすくなることや、地域の企業から協力が得やすくなることが考えられる。

### ④ 他の行政分野との連携の促進

歴史文化基本構想（仮称）と、地方公共団体の行政計画との緊密な連携を行うことで、他の行政分野との連携や整合性が図りやすくなる。そのためにも、文化財保護を取り扱う教育委員会等と、まちづくり・地域づくりの担当部局との連携協力のもと基本構想が策定されることが必要である。

さらに、基本構想に防災の観点を入れることにより、地域全体として、かけがえのない貴重な文化財の災害からの保護が図られることを期待する。

## 2. 文化財の保存・活用の適正化のための方策

一つの物件が複数の種類の文化財として指定されている場合等において、類型ごとの保存・活用の在り方を調整しつつ、各種類の価値を適切に保存管理するための方策を講じることが必要である。

そのため、文化財の保護にあたっては、その保存管理にあたって異なる専門分野間での連携を図っていく必要がある。

### (1) 必要性と対応の方向性

#### <必要性>

ある物件が重複して指定されている場合や複数の文化財が互いにその価値に影響を与えつつ存在する場合において、それぞれの類型としての価値を保護しつつも、それらを総体として捉え、適切な保護を図っていくことが重要である。

具体例としては、史跡の中に存在する文化財建造物、伝統的建造物群保存地区内で行われる無形の民俗文化財である祭り等、様々な事例が考えられる。

このような場合において、異なる文化財類型間の保存や活用の考え方の

調整につき、配慮が必要である。

## ＜対応の方向性＞

### ① 関係者間の情報共有の必要性

文化財が重複して指定されている場合等において、それぞれの種類の価値を維持しつつ、適切に保存・管理を行っていくためには、現場で文化財の保存・管理を行う関係者と、それについての指導を行う国・地方公共団体がともに、対象となる文化財を他の文化財類型との関係を踏まえつつ、総合的に捉えていく観点が必要である。

その際、管理者が同一の場合には問題は生じにくいだが、それが異なる場合や、指導を行う専門家が分かれている場合は、それら関係者間の緊密な情報共有を行う必要がある。

### ② 保存・活用に関する方針の明確化

上記①の場合において、それぞれの種類の観点からの保存・活用の方針、及びそれらを総合して捉えた場合の保存・活用の方針について外部に対してわかりやすくし、関係者間の情報共有を図っていくことが必要である。

なお、その前提として、文化財類型毎の一般的な保存・活用の考え方、文化財保護法の運用の指針というべきものが明確化されていることが重要であると考えられるが、分野や案件によっては、これらが明文化されていない場合もある。文化財の種類によっては、一律な解釈が困難な場合もあり、個別の事例ごとに判断すべき部分は存在すると考えられるが、そのような点にも配慮しつつ、文化財保護法の運用の考え方を明確化し、異なる分野の専門家や、地方公共団体、所有者との間での情報共有を行うことが必要である。

## (2) 具体的な施策：国指定文化財の総合的な保存・活用のための方策

重複指定等がなされているか、又は近接して存在する文化財の適切な保存管理を行っていくためには、それぞれの種類の観点からの保存・活用の方針、及びそれらを総合して捉えた包括的な保存・活用の方針について対外的にも周知を図り、所有者、地方公共団体、国等の関係者間で情報共有が図られ、総合的な把握が促進されるよう、以下の施策を講ずることが必要である。

また、文化財の保護の一般的な考え方がより明確化されることにより、よりわかりやすく開かれた文化財保護行政が展開されることを期待する。

### ① 文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化

適切な保存管理の前提として、文化財類型毎の一般的な保存・活用の

考え方について、分野や案件の特性にも留意しつつ、文化財保護法の運用の考え方の明示に努め、異なる分野の専門家や、地方公共団体、所有者との間での情報共有を行うことが重要である。

## ② 保存活用（管理）計画の策定の促進

現在、一部の分野については、指定文化財についての保存活用（管理）計画の策定が進められている。文化財の適切な保存・活用を推進するためには、このような保存活用（管理）計画の策定を更に促進するための方策を検討することが必要である。

また、異なる文化財類型間における調整が必要となる場合においては、複数の文化財類型間での保護手法の調整を目的とした、包括的な保存活用（管理）計画の策定について検討することが必要である。

## ③ 文化財に関する情報の的確な把握

どのような文化財が重複指定等され又は近接して存在しているかを関係者が的確に把握するため、文化財に関する情報について詳細なデータベースの構築が必要である。

## IV. 社会全体で文化財を継承していくための施策

地域の幅広い文化財を保存・活用していくためには、国や地方公共団体による保護のための措置に加えて、文化財を社会全体で継承していく視点が必要である。特に、Ⅲで提言したように、地域の文化財を周辺の環境と合わせて幅広く保護していく取組は、まちづくりと密接に関わるものであり、きめ細かな対応を可能とするためにも、行政と地域のNPO法人等や住民との連携協力は欠くことができない。

すでに、地域では、NPO法人等の民間団体や個人の活動が地域の文化財の保存と活用に大きな役割を果たしており、人々がまちづくりの中で、地域の文化財を保存・活用する取組が広がっている。また、地域活性化のために文化財に期待される役割が大きくなる中、様々な分野において文化財の保護に関わりを持つ個人や団体が増えてきている。

このような取組を支援し、さらに促進するとともに、一人ひとりが、文化財を国民共有の財産として認め、共に保護を図っていこうという思いを強めるような機運を醸成していくことが重要である。

### 1. 文化財に対する親しみを深めるための方策

社会全体で文化財を継承していくためには、なにより、文化財は敷居が高いと感じている人々の文化財に対する親しみを深め、より多くの人々が文化財に関わりやすくすることが必要である。このため、まず人々が文化財に触れる機会を増やすことが不可欠である。その上で、文化財の持つ価値を分かりやすく説明し、その価値を伝えていくことによって人々が文化財への理解を深め、親しみを感じるようになることが必要である。

また、そのような文化財の活用にあたっては、文化財の保存と活用の両立が図られることが必要である。

#### (1) 必要性和対応の方向性

##### ①文化財にふれる機会の拡大

人々が文化財にふれる機会を増やすためには、文化財を効果的に見せる工夫が必要である。例えば、従来の文化財建造物そのものを見せる公開の仕方に加え、文化財建造物の中で芸術作品の展示や地域の伝統的な芸能の実演を行うなど、地域の歴史や人々の生活と関わりのある文化財を一体として公開・発信していくことが考えられる。

地域で多くの人々が伝統的な文化や文化財に触れる機会が拡大することで、地域の文化財の保護に携わる専門的な人材の育成につながっていくことも考えられる。

また、子どもの頃から伝統的な文化や文化財にふれることは、その根底にある地域で受け継がれてきた知恵や生活の様式を知り、規範意識や伝統

と文化を尊重する態度を身につけていくことにつながる。このことは地域の文化財を保護する人材を育てるという点でも重要であり、子どもたちが伝統的な文化や文化財に触れる機会を増やす取組を推進していくべきであると考えられる。

## ② 文化財に対する人々の興味と理解の増進

文化財に対する人々の興味と理解を深めていくためには、それらの持つ価値についてわかりやすく人々に伝えることが必要である。

例えば、環境保護の分野では、人々が観光を通じて自然環境を体験し、学び、経済的な負担も担いながら自然環境を保護する「エコツーリズム」の取組が進んできている。文化財の分野でも、このような考え方にに基づき文化財の価値についてわかりやすく人々に伝えていくことが必要であり、地域における現地ガイドや、説明そのものの専門家の存在が重要である。また、文化財の保存修理現場等の積極的な公開も有効である。

また、地域の美術館、博物館、歴史民俗資料館等は文化財の情報発信のために大きな役割を果たす立場から、より積極的な活動が望まれる。その際、地方公共団体の枠を越え、各館が連携して一定のテーマに基づく展示をするなど、広域的に連携した取組によって、地域の歴史への理解を促進するなどの工夫が考えられる。

## ③ 保存と活用の両立

観光振興、まちづくり、産業振興といった様々な施策が文化財を核として展開される際、地域の資源として位置付けられた文化財が適切な形で活用されることが必要である。特に、祭りや民俗芸能のような無形の文化財は、例えば、伝統的な形式によって行われなくなるなど、変容が起きやすいことから、保存と活用の両立に特に留意することが必要である。

## (2) 具体的な方策

### ① 地域における文化財の優れた公開活用の取組についての情報発信

文化財の公開をより魅力的なものとし、人々が文化財にふれる機会の拡大に資するものとして、先進的な事例を収集し、情報発信していくことが重要である。これまでも、文化庁では、分野によって文化財の優れた公開活用の取組を紹介する活用事例集の作成等を行っており、今後は対象とする分野を拡大するほか、複数の文化財を総合した活用についても効果的な情報発信をしていくことが必要である。

さらに、個人が所有する伝統的な民家や美術工芸品等を自ら公開するなど、文化財を公開する住民参加型の取組を促進することも考えられる。また、各地域において展開されている地域の文化財をめぐるツアーの事例集の作成等を行い公開することも有効である。



## ② 子どもたちが文化財に触れる機会の充実

次代を担う子どもたちが、伝統的な文化や文化財に親しむ機会の充実については、現在、文化庁において、子どもたちに民俗芸能、邦楽、茶道、華道などの伝統文化を計画的・継続的に体験・修得させるための機会を確保する取組や、全国の公私立の美術館・歴史博物館で、子どもたちを対象としたプログラムの開発を支援する取組等を行っている。今後、そのような取組を更に推進していくとともに、子どもたちを対象とした積極的な広報活動を期待する。また、新しい広報手段として、子どもたちに地域の身近な文化財を探検、発見してもらい、それを自分たちの言葉で一般に紹介していくような取組も、子どもたち自身及び地域の大人たち双方が地域の歴史に対する理解を深めることにつながると思われる。

また、学校においては、総合的な学習の時間等の中で、地域学習として地域の伝統文化や文化財を題材とした授業が展開されているところも多く、そのような取組について、事例の紹介を行っていくことが有効である。

## ③ 文化財保護における広報の強化

文化財と人々を近づけるため、文化財に対して親しみを持ってもらうための広報の強化を行う必要がある。例えば、文化財保護のイメージキャラクターを起用するなど、親しみやすい広報の仕方を工夫することによって、敷居が高いというイメージをなくし、人々の文化財に対する親しみが深まるような取組が求められる。また、文化財の保存修理現場等に、その旨を示すわかりやすいロゴマークや、工事の内容を簡単に示す掲示を備えることなども有益であろう。

## ④ Ⅲの歴史文化基本構想（仮称）との連携

Ⅲで提言を行った歴史文化基本構想（仮称）を策定する際に、地域における文化財の保存と活用を両立しつつ、地域の文化財や歴史・風土に対する理解を深めてもらうことを目的とした取組についても、基本構想の中に位置付けることが適当である。特に、地域の特色あるコレクションを有する美術館、博物館、歴史民俗資料館等を、基本構想の中に位置付け、情報発信の要として活用を図っていくことが望ましい。

## 2. 文化財保護に関わる人材を拡大する方策

地域における文化財の保存から活用までを幅広く支えていくためには、地域において様々な立場から、文化財に関わる人材を確保することが重要な課題となる。

さらに、地域の人々が自ら積極的に身近な文化財の保存と活用に関わっていくことを促進することが必要である。

具体的には、文化財の修理等、保存に当たり高度な専門性を持つ人材の確保、地域住民の文化財保護への参加の促進、公開・活用にあたって文化財の価値をわかりやすく伝えることのできる人材の育成・活用等が考えられる。

## (1) 必要性と対応の方向性

### ① 専門性を有する人材の確保

文化財の持続的な保存・活用を行うためには、活用の現場で、文化財に対する知識や高い専門性を持った人材をいかに確保していくかが重要な課題である。

市町村レベルでは、文化財の各分野にわたって専門職員を確保することは困難なことが多い。この点、地方公共団体においては、専門的な能力を持った人を養成し、「ヘリテージ・マネージャー」として文化財保護の現場へ派遣する仕組みづくりや、伝統的な町並みを守るため、地元の建築業界において伝統的な工法等を学ぶ機会を設けるなどの取組を行っているところもあり、このような取組が参考となる。

### ② 地域住民の文化財保護への参加

地域の文化財の保存・活用に当たり、地域に密着した、よりきめ細かく幅広い取組を可能とするためには、地域の人々による積極的な関わりが極めて重要である。

文化財保護への地域の住民等の参加の促進については、例えば、退職後の団塊の世代に対して、ボランティア等で文化財保護活動に参加してもらうなどの取組が今後有効になってくると考えられる。また、そうした個々のボランティアをリードしていく人材が重要であり、地方公共団体は、そうした人材と緊密な連携を図ることが重要である。

### ③ 文化財の価値をわかりやすく伝える人材の育成

1で示したとおり、一般の人々に対して文化財の価値をわかりやすく伝えていくことが重要であり、こうした文化財と人々をつなぐ人材の育成・活用が課題である。例えば、地域の住民に地域の歴史や文化財に関する知識を身に付けてもらい、ボランティアとして文化財の活用の場に関わってもらう取組を行っている地方公共団体が増えており、このような取組をさらに促進していくことが考えられる。

### ④ コーディネーターの存在

こうした文化財保護に関わる人々の広がりに対応し、このような活動を組み合わせるべくコーディネーターの存在が重要になる。その際、そのようなコーディネートのための機能が、組織として持続的に確立されることが望ましい。

## (2) 具体的な方策

### ① 人々の文化財保護活動に対する支援の枠組みづくり

NPO法人等の民間団体が、人々が積極的に文化財の保存・活用に参加するための環境の整備や機運の醸成を行ったり、文化財への支援活動を行う団体や個人に対する情報提供や支援を行う事業を実施したりすることは有意義であり、こうした活動に対する支援を行うことが必要である。

### ② 地域における優れた人材育成・活用の取組についての情報発信

各地域で行われている人材育成・活用のための取組について、事例を収集し、方法論の調査研究を行い、広く情報提供するとともに、先進的な取組について顕彰を行うことが重要である。

また、国や地方公共団体等による文化財建造物等の保存・活用に関する研修マニュアルの作成とその研修の実施等が有益である。

### ③ Ⅲの歴史文化基本構想（仮称）との連携

Ⅲで提言した歴史文化基本構想（仮称）の策定の中で、文化財の保存・活用に関わる人材の養成や活用のための計画についても位置付けていくことが必要である。

## 3. 文化財保護に対する支援を充実させる方策

1及び2の方策に加えて、幅広い文化財の保護が図られていくためには、国や地方公共団体の行う文化財の保護のための予算措置に加えて、企業、NPO法人等の民間団体や個人から、文化財の保護のための様々な支援を得ることが重要である。

### (1) 必要性と対応の方向性

#### ① 文化財保護に対する民間からの寄附の促進

文化財保護のための民間からの寄附を促進する制度としては、特定公益増進法人制度があり、文化財の保存・活用のための活動を主たる目的とする法人として認められたものについて、当該法人に対する企業や個人からの寄附について、法人税法または所得税法上の税制優遇が受けられる。また、国指定の文化財の修理事業で一定の要件を満たすものについては、当該事業に対する寄附について税制優遇が受けられる指定寄附金制度が存在する。

ただし、文化財保護のための活動を行う特定公益増進法人は決して多いとはいえず、指定寄附の制度についても、十分に活用がなされているとはいいがたい状況にある。

また、我が国では、国民からの寄附を集め、文化財保護を図っていくような民間団体が必ずしも十分に育っていないという課題もある。このため、文化財保護のための寄附の受け皿となる中核的な組織を育てていくことが必要である。

## ② 価値への対価という考え方

寄附という形ではなく、文化財の価値に対する適正な対価を払うことにより、文化財の保存と活用を適切に循環させていくという視点も必要である。例えば、観光地において駐車料金に文化財保護のための資金を上乗せして設定する事例や、入場料に文化財修理のための資金を上乗せする等の事例があるが、その際に文化財の価値が理解され、趣旨が十分納得された上で対価が支払われることが重要である。

文化財を持続的に継承していくためにも、人々が文化財の価値を理解した上で、価値あるものへの対価を払うことにより、それをもとに文化財の保護や一層の活用を図っていくという仕組みが講じられていくことが重要である。

## ③ NPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進

民間からの支援は、金銭的なもののみではなく、経験に基づく知恵の提供や、文化財保護のための活動としてなされることも大きく、民間におけるそのような取組を促進していくことが必要である。よって、文化財保護の活動を行うNPO法人等の民間団体や、地域の住民との緊密な連携協力を図ることが必要である。

国や地方公共団体は、地域住民の活動や、その中核となる人材について情報収集と把握に努めるとともに、連携や必要な支援を行うことが重要である。

## (2) 具体的な方策

### ① 寄附の受け皿となる窓口の創設

企業や国民から幅広く文化財保護に対する資金を集め、幅広い分野に支援を可能とする受け皿となる窓口の創設を行うことが求められる。その際、特に個人からの寄附については、税制優遇を受けるメリットはもとより、寄附の手軽さや文化財保護に参加しているという実感が持てることが、寄附へのインセンティブの点から有効であると考えられる。

### ② 活用可能な制度についての情報発信

文化財の保護に対する寄附を促進していくために活用可能な制度について、幅広く周知を図ることが必要であり、制度についての意義や

手続きについての効果的な広報が必要である。同時に、現在の制度の改善や、更なる税制優遇措置の仕組みについても検討する必要がある。

### ③ 行政とNPO法人等民間団体とのパートナーシップの促進

地域のNPO法人等の民間団体がその主要な担い手となることが期待されており、そのために参考となるモデルを構築していくことが必要である。

文化庁では、現在、建造物の分野において、NPO法人が文化財建造物を活用して行う活動についてモデル事業として実施する取組を始めており、このような取組を広げていくことが望まれる。

### ④ 優れた事例についての情報発信

企業や個人からの支援を得つつ文化財の保存活用が図られている事例や、観光等の活用と関連づけて文化財の適切な保存がなされている事例等先進的な事例について、情報発信を行うことが必要である。

### ⑤ Ⅲの歴史文化基本構想（仮称）との関係

文化財保護の活動を行うNPO法人等の民間団体の取組についても、基本構想に位置づけることが重要である。それにより、地方公共団体との円滑な連携やモチベーションの向上につながると考えられる。

## V. おわりに

今回の企画調査会では、文化財を国民共有の財産として捉え、社会に対してその価値を還元していくため、特に検討が必要と考えられる課題について、重点的に検討を行った。

ここで提言した施策を出発点として、地域における文化財の総合的な保存・活用のための方策や、社会全体で文化財を継承するための方策がより推進されていくよう強く求めるものである。

また、今後も文化財保護に関する政策的な議論を重ね、社会の変化を見据えた施策を実施し、文化財保護への人々の関心を引き続き高めていくことが必要である。

一方、現行の文化財保護制度は長い歴史の中で培われ改善されてきたものであり、総合的な把握の前提として、個別の文化財の保護に手抜かりがあってはならないことはいうまでもない。今後も、現行制度の優れた面は評価しつつ、社会の変化に応じて適切に施策を講じていくことが必要である。

文化財保護や伝統文化の尊重は、国家の基礎をなすものである。文化財が国民共通の財産であり、時代の変化の中でも守っていくべき重要な価値を有するものであることを今後とも国として積極的に発信し、更なる保存・活用の充実を図っていくことを求めたい。